

第131回

定時株主総会 招集ご通知



TOKYO KAIKAN

開催日時

令和7年6月20日（金曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

開催場所

※会場は前年と同じです。

東京都千代田区丸の内三丁目2番1号
東京會舘本舘7階「Sakura」

株主総会にご出席願えない場合には、書面またはインターネットにより、議決権を事前に行使していただきますようお願いいたします。

目次

第131回定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	5
計算書類	16
監査報告書	18
株主総会参考書類	21
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 取締役2名選任の件	
第3号議案 補欠監査役2名選任の件	
株主総会会場ご案内図	末尾

株主総会にご出席の株主様への「お土産」のご用意はございません。

株式会社東京會舘

証券コード：9701

証券コード9701
令和7年6月2日
(電子提供措置の開始日 令和7年5月29日)

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内三丁目2番1号
株 式 会 社 東 京 會 館
取締役社長 渡 辺 訓 章

第131回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第131回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第131回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】

<https://www.kaikan.co.jp/ir/shareholdmtg.html>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名または証券コード(9701)を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。



当日ご出席願えない場合には、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討の上、令和7年6月19日（木曜日）午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 令和7年6月20日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 東京都千代田区丸の内三丁目2番1号
東京會舘本館7階「Sakura」

3. 会議の目的事項

報告事項 第131期（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）事業報告
および計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役2名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役2名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本「招集ご通知」をご持参いただきますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
 - ◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
 - ・事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当体制の運用状況の概要」
 - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」従いまして、株主様へのご送付書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

議決権の行使についてのご案内

「第131回定時株主総会招集ご通知」をご参照の上、以下のいずれかの方法にて議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

株主総会の議決権行使を事前に行使いただける株主様



郵送

議決権行使書用紙に賛否を記入し、ご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

令和7年6月19日（木）
午後6時までに到着



インターネット

議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufig.jp/>) にアクセスしていただき、賛否をご入力ください。

行使期限

令和7年6月19日（木）
午後6時まで



詳細は次ページをご覧ください。

株主総会にご出席の株主様



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

※裏表紙の「会場案内図」をご参照ください。

株主総会開催日時

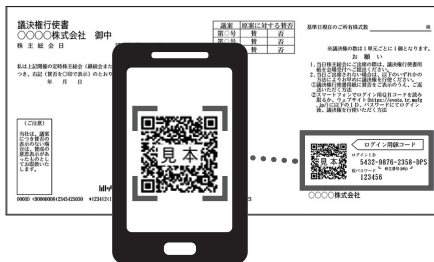
令和7年6月20日（金）
午前10時

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される際は、次の事項をご確認の上、パソコン、スマートフォン又はタブレットから、議決権行使サイトにアクセスし、画面の案内に従って行使していただきますようお願い申し上げます。

QRコードを読み取る方法 (スマートフォン・タブレット等から)

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 画面の案内に従い、議案の賛否をご入力ください。

「ログインID」「パスワード」を入力する方法

- 1 議決権行使サイトへアクセス
<https://evote.tr.mufig.jp/>

2 ログイン

議決権行使サイトにおいて、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力ください。

- 3 画面の案内に従い、議案の賛否をご入力ください。

ご注意事項

- 午前 2 時 30 分から午前 4 時 30 分はご利用いただけません。
- 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い
(1) 議決権行使書用紙の郵送とインターネットの双方により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

- インターネット接続料、通信料等、議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用は株主様のご負担となります。

● システム等に関するお問い合わせ ●

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク)
0120-173-027 (午前9時～午後9時、通話料無料)

事業報告

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当事業年度におけるわが国経済は、雇用や所得環境の改善、インバウンド需要の増加などを背景に緩やかな回復基調が続いた一方、中東を含む不安定な世界情勢や円安環境下での資源価格上昇と慢性的な人材不足による賃金上昇など、供給サイドに起因する価格高騰といった企業収益圧迫要因が存在し、先行き不透明な状況が継続するなかで推移しました。

このような状況の下、当社は、「確かなサービスと格調高い施設を提供することで、我が国の食文化の発展に貢献する」という創業以来の企業理念のもと、その具現化に向けて「期待を超える上質な味とサービスをお客様に継続的に提供すること」をビジョンに掲げて各種施策を実施してまいりました。

当事業年度は中期経営計画の2年目にあたり、その重点テーマである「現有資産の収益力最大化」と「経営基盤の強化」の諸施策を着実に推し進めてまいりました。現有資産の収益力強化の観点では、コロナ禍終息以降の好業績と旺盛な需要を裏付けとして投資効率の確度が高まったことから、本格稼働から間もない新本館の絨毯や調度品の入れ替えを早々に行うなど、施設空間の上質感をさらに高める内装への投資を本格的に着手いたしました。また、経営基盤強化の観点では、事業の持続的成長実現に向けた人的資本への投資にも注力し、従業員の報酬・福利厚生の改善や、多様な人材活用を意識した雇用環境整備等を積極的に実施いたしました。

その結果、当事業年度の売上高は、宴会・食堂部門が大幅な増収となり、コロナ禍以前の売上高を更新した前期を389百万円上回る15,273百万円となりました。経費面では、適正価格での原材料の計画的調達によるコストコントロールや厳格な経費管理を実施し、人的資本への投資に伴う諸費用増の吸収に努めた結果、営業利益は1,275百万円（前期比227百万円増加）、経常利益は1,246百万円(前期比259百万円増加)となりました。また、当期純利益は、繰延税金資産評価見直しによる法人税等調整額△835百万円を計上した前年同期から645百万円減少し、889百万円となりました。

これを部門別にみますと

宴会部門につきましては、大型宴会の獲得が順調に進んだことに加え、効率的なブッキングコントロールが奏功し、一般宴会の売上高が大きく伸長しました。婚礼は、施行件数はわずかに減少したものの、1組あたりの施行単価が向上したことにより、好調であった前事業年度の売上高を上回りました。これらの結果、一般宴会、婚礼合計の宴会部門全体の売上高は10,783百万円（前期比2.0%増）となりました。

食堂部門につきましては、各店舗の特色を活かしたメニューを展開しながら、顧客のニーズに寄り添った、より付加価値の高い商品の開発やサービスの充実を図り、高い評価を得ました。平日の法人需要は前事業年度からの回復基調を一層強め、週末の慶事利用も引き続き盛況でした。また、開業2年目を迎えた東宝日比谷プロムナードビル内のレストラン「Drape」において、幅広い世代への認知度が高まり、連日の賑わいを見せました。これらの結果、食堂部門全体の売上高は3,361百万円（前期比6.2%増）となりました。

売店・その他の営業につきましては、館内販売では、季節に合わせた彩り豊かな新商品を継続的に投入するとともに、環境に配慮したアイディア商品の展開が好評を博し、堅調に推移しました。食品部門では、伝統の焼菓子や半生菓子が百貨店などで安定した販売実績を維持したものの、企業向けの大口引き菓子の受注減少や催事出店の縮小が影響し、売上高は1,128百万円（前期比1.3%減）となりました。

(2) 設備投資および資金調達の状況

当事業年度中に実施いたしました設備投資の総額は80百万円で、主なものは次のとおりでございます。なお、所要資金は自己資金をもって充当いたしました。

- ・ 千石工場 菓子生産設備改修
- ・ 本館 宴会場絨毯等設備入替

(3) 対処すべき課題

今後の経済見通しにつきましては、内需を中心とした底堅い成長が続くと予測され、引き続き緩やかな景気回復が期待されます。しかしながら、世界各地で地政学的に不安定な状態が継続しており、米国新政権の政策如何によっては世界的な貿易摩擦を含め不確実性が高まる可能性があります。

このような状況の下、当社は「中期経営計画（2023～2025年度）」の最終年にあたる2025年度におきましては、「持続的成長のための経営基盤の強化」を重点テーマの一つとした経営計画を引き続き推進してまいります。企業価値の核を守りつつも、日々変化する市場環境に柔軟に対応し、当社ブランド価値の訴求と事業ミックスの最適化の継続により旺盛な需要の取り込みを推し進めることで増収増益を図り、中期経営計画の集大成とすべく邁進いたします。加えて、当社の将来の成長を支える優秀な人材の確保を推し進めるとともに、待遇改善による従業員満足度の向上を図り、人的資本経営にもより一層力を入れてまいります。

当社は、今後も引き続きコーポレートガバナンスやコンプライアンス体制の充実とリスク管理体制の更なる強化を図るとともに、企業としての社会的責任を果たすべくサステナブルな社会を実現するための経営課題にも積極的に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、何卒、今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 財産および損益の状況の推移

(単位：記載あるほかは百万円)

期 別 項 目	第 128 期 令和4年3月期	第 129 期 令和5年3月期	第 130 期 令和6年3月期	第 131 期 (当事業年度) 令和7年3月期
売 上 高	8,399	12,885	14,883	15,273
経常利益または経常損失 (△)	△683	276	986	1,246
当 期 純 利 益	844	249	1,535	889
1 株 当 り 当 期 純 利 益	252.86円	74.71円	459.67円	268.30円
総 資 産	24,942	25,219	26,430	27,497
純 資 産	7,122	7,532	9,597	10,957

〔注〕 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式を控除した株式数を用いて算出しております。

(5) 主要な事業内容（令和7年3月31日現在）

宴会場・結婚式場・レストランの経営ならびに洋菓子等の食品製造、販売を行っております。

(6) 主要な営業所および工場（令和7年3月31日現在）

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 館	東 京 都 千 代 田 区	銀 座 営 業 所	東 京 都 千 代 田 区
如 水 会 館	東 京 都 千 代 田 区	日比谷プロムナードビル営業所	東 京 都 千 代 田 区
大 手 町 営 業 所 (L E V E L X X I)	東 京 都 千 代 田 区	癌研有明病院営業所	東 京 都 江 東 区
三越日本橋本店営業所	東 京 都 中 央 区	千 石 工 場	東 京 都 江 東 区

(7) 従業員の状況（令和7年3月31日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
451名	3名	43.2才	12.5年

(8) 主要な借入先および借入金（令和7年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	9,480 百万円 (9,400)
株式会社三井住友銀行	1,930 (1,880)
株式会社みずほ銀行	50

※（ ）内は、当社が信託した不動産を引当として、信託受託者において行った借入に係るものであります。

2. 会社の株式に関する事項（令和7年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 8,900,000株
- (2) 発行済株式の総数 3,463,943株（自己株式124,348株を含む）
- (3) 株主数 4,792名（前期末比57名増）
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
サントリーホールディングス株式会社	千株 313	% 9.38
東京會館取引先持株会	185	5.55
日本生命保険相互会社	172	5.17
三信株式会社	166	4.98
三菱地所株式会社	131	3.93
株式会社三菱UFJ銀行	117	3.53
明治安田生命保険相互会社	105	3.16
株式会社みずほ銀行	103	3.10
富国生命保険相互会社	100	3.02
阪急阪神ホールディングス株式会社	100	3.00

〔注〕当社は、自己株式124千株を所有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。なお、自己株式には役員報酬BIP信託口が保有する当社株式40千株を含めておりません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役（令和7年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	渡 辺 訓 章	
代表取締役専務	鈴 木 輝 伯	管理本部長
常 務 取 締 役	星 野 昌 宏	営業本部長 兼 マーケティング戦略部長 兼 本館営業部長
取 締 役	山 口 健太郎	営業推進部統括部長
取 締 役	吉 田 寛	本館営業部副部長 兼 本館総支配人
取 締 役	斉 藤 哲 二	調理本部長 兼 本館総調理長
取 締 役	蛭 原 望	管理本部副本部長 兼 経理部長
取 締 役	島 谷 能 成	東宝株式会社 代表取締役会長 阪急阪神ホールディングス株式会社 取締役 株式会社フジ・メディア・ホールディングス 社外取締役
取 締 役	合 場 直 人	
取 締 役	福 本 ともみ	サントリーホールディングス株式会社 社友 株式会社ミルボン 社外取締役 大和ハウス工業株式会社 社外取締役
常 勤 監 査 役	宮 幸 男	
監 査 役	相 場 康 則	サントリーホールディングス株式会社 特別顧問 株式会社ホットランド 社外取締役
監 査 役	三 毛 兼 承	株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ取締役執行役会長 三菱自動車工業株式会社 社外取締役

- 〔注〕 1. 取締役 島谷能成、合場直人および福本ともみの3氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 相場康則および三毛兼承の両氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役 宮幸男氏は、当社内の管理部門で長年にわたる豊富な経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役 島谷能成、合場直人、福本ともみ、監査役 相場康則の4氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

5. 当事業年度中の取締役および監査役の重要な兼職の異動

氏 名	新	旧	異 動 日
島 谷 能 成	東宝株式会社 代表取締役会長	東宝株式会社 代表取締役会長	令和6年4月26日
	阪急阪神ホールディングス株式会社 取締役	阪神ホールディングス株式会社 取締役	
	－	株式会社東京楽天地 取締役	
	株式会社フジ・メディア・ホールディングス 社外取締役	株式会社フジ・メディア・ホールディングス 社外取締役	
合 場 直 人	－	株式会社サンシャインシティ 代表取締役社長	令和6年6月24日
	－	三菱地所株式会社 顧問	
福 本 ともみ	サントリーホールディングス株式会社 社友	サントリーホールディングス株式会社 顧問	令和6年4月1日
	株式会社ミルボン 社外取締役	株式会社ミルボン 社外取締役	令和6年6月27日
	大和ハウス工業株式会社 社外取締役	－	

【ご参考】決算期後の異動
取締役の重要な兼職の異動

氏 名	新	旧	異 動 日
合 場 直 人	公益財団法人 としま未来文化財団 理事長	－	令和7年4月1日
	株式会社キーストン・パートナーズ 社外監査役	－	

(2) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約の被保険者は取締役および監査役であります。

(3) 会社役員の報酬等に関する事項

① 役員報酬等の額および算定方法の決定に関する方針

当社の取締役の報酬等は、経営内容ならびに経済情勢等を考慮のうえ、株主総会で決議した報酬総額の限度内で各取締役の地位および担当を踏まえて決定することとしており、役員報酬等の決定方針および毎年の取締役報酬は取締役会において決定しております。当社の取締役報酬は、以下1～3にて構成します。

1. 固定報酬

取締役全員を対象とする月額固定による金銭報酬です。

2. 年次賞与

業務執行役員を対象とする業績貢献意欲を高めることを目的とし、当該事業年度の業績への達成度ならびに貢献度を勘案した年次の金銭報酬です。

3. 株式報酬

業務執行役員を対象とする中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的とし、当該事業年度の業績への達成度を勘案したうえで、退任時に交付を受ける株式報酬です。

当社の監査役の報酬等は、監査役の地位を考慮し、業績に左右されない安定的な処遇を基本として固定報酬のみで構成し、監査役の協議において決定しております。

② 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額

役 員 区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種別の額（百万円）			対象となる 役員の員数 （人）
		基本報酬	業績連動報酬		
			賞 与	株式報酬	
取 締 役 （うち社外取締役）	156 （13）	131 （13）	12 －	12 －	10 （3）
監 査 役 （うち社外監査役）	24 （9）	24 （9）	－ －	－ －	3 （2）

- [注] 1. 取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 業績連動型株式報酬の額は、役員報酬BIP信託に関し当事業年度中に付与したポイントに係る費用計上額です。
3. 賞与の決定ならびに株式報酬の決定に係る業績指標は経常利益であり、その実績は1,246百万円であります。当該業績指標を選択した理由は、当社が経常利益を企業価値の持続的な向上を図るための最も重要な業績指標の一つとみなしていることによります。

4. 取締役の報酬等限度額は、平成20年6月26日開催第114回定時株主総会ならびに令和6年6月21日開催第130回定時株主総会で決議いたしております。

取締役 金銭報酬 年額2億5千万円以内
株式報酬 1億8千万円以内／5事業年度
4万5千株以内／5事業年度

※ 株式報酬は社外取締役を除く

監査役の報酬等限度額は、平成20年6月26日開催第114回定時株主総会で決議いたしております。

監査役 金銭報酬 年額5千万円以内

なお、第114回定時株主総会の決議時における当社の取締役は8名、監査役は3名であり、第130回定時株主総会の決議時における対象取締役の員数は7名です。

(4) 社外役員に関する事項

ア. 重要な兼職の状況および当社との関係

区 分	氏 名	重要な兼職の状況	当社と兼職先との関係
社外取締役	島 谷 能 成	東宝株式会社 代表取締役会長	当社の大株主であります。
		阪急阪神ホールディングス株式会社 取締役	
		株式会社東京楽天地 取締役	重要な取引その他の関係はありません。
		株式会社フジ・メディア・ホールディングス 社外取締役	
社外取締役	合 場 直 人	株式会社サンシャインシティ 代表取締役社長	重要な取引その他の関係はありません。
		三菱地所株式会社 顧問	当社の大株主であります。
社外取締役	福 本 ともみ	サントリーホールディングス株式会社 社友	当社の大株主であり、原材料の仕入れ先であります。
		株式会社ミルボン 社外取締役	重要な取引その他の関係はありません。
		大和ハウス工業株式会社 社外取締役	
社外監査役	相 場 康 則	サントリーホールディングス株式会社 特別顧問	当社の大株主であり、原材料の仕入れ先であります。
		株式会社ホットランド 社外取締役	重要な取引その他の関係はありません。
社外監査役	三 毛 兼 承	株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 取締役執行役会長	同社の子会社は、当社の大株主であり借入先であります。
		三菱自動車工業株式会社 社外取締役	重要な取引その他の関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	当事業年度における主な活動状況
社外取締役	島 谷 能 成	当事業年度開催の取締役会11回のうち10回出席し、企業経営等の豊富な経験や実績、幅広い知識と見識に基づき、必要に応じて意見を述べております。
社外取締役	合 場 直 人	当事業年度開催の取締役会11回全てに出席し、企業経営等の豊富な経験や実績、幅広い知識と見識に基づき、必要に応じて意見を述べております。
社外取締役	福 本 ともみ	当事業年度開催の取締役会11回全てに出席し、企業経営等の豊富な経験や実績、幅広い知識と見識に基づき、必要に応じて意見を述べております。
社外監査役	相 場 康 則	当事業年度開催の取締役会11回全て、および監査役会6回全てに出席し、企業経営等の豊富な経験や実績、幅広い知識と見識に基づき、必要に応じて意見を述べております。
社外監査役	三 毛 兼 承	当事業年度開催の取締役会11回全て、および監査役会6回全てに出席し、企業経営等の豊富な経験や実績、幅広い知識と見識に基づき、必要に応じて意見を述べております。

ウ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項ならびに当社定款第26条および第35条の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める最低限度額としております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

Mooreみらい監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

- | | |
|--------------------------------------|-------|
| ① 当事業年度に係る報酬等の額 | 20百万円 |
| ② 当社が会計監査人に支払うべき
金銭その他の財産上の利益の合計額 | 20百万円 |

- [注] 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。
2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務遂行状況や報酬見積もりの算出根拠などを検討した結果、会計監査人の報酬等について、監査品質を維持していくために合理的水準であると判断し、会社法第399条第1項の同意をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、かつ改善の見込みがないと判断した場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

貸借対照表

(令和7年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	7,765,141	流動負債	3,022,380
現金及び預金	3,410,697	買掛金	243,634
売掛金	742,880	短期借入金	270,000
未収入金	11,897	1年内返済予定の長期借入金	240,000
有価証券	3,300,000	リース負債	231,245
商品及び製品	12,213	未払金	1,083,882
仕掛品	4,119	未払法人税等	185,794
原材料及び貯蔵品	144,661	未払消費税等	124,950
前払費用	108,896	未払費用	65,776
その他の	30,266	前受金	239,434
貸倒引当金	△492	預り金	77,887
固定資産	19,732,795	賞与引当金	246,950
有形固定資産	13,389,196	役員賞与引当金	12,825
建物	10,301,579	固定負債	13,518,063
構築物	144,384	長期借入金	11,040,000
機械装置及び運搬具	82,454	リース負債	616,237
工具、器具及び備品	167,891	繰延税金負債	684,599
土地	1,958,224	退職給付引当金	628,744
リース資産	734,661	株式給付引当金	12,812
無形固定資産	15,273	資産除去負債	60,169
リース資産	12,264	長期預り保証金	475,500
電話加入権	3,009	負債合計	16,540,443
投資その他の資産	6,328,325	(純資産の部)	
投資有価証券	4,419,745	株主資本	8,700,215
敷金及び保証金	180,295	資本金	3,700,011
従業員に対する長期貸付金	1,166	資本剰余金	2,242,367
長期前払費用	1,170,271	資本準備金	925,002
その他の	556,846	その他資本剰余金	1,317,364
資産合計	27,497,937	利益剰余金	3,352,038
		その他利益剰余金	3,352,038
		固定資産圧縮積立金	1,646,236
		繰越利益剰余金	1,705,802
		自己株式	△594,201
		評価・換算差額等	2,257,277
		その他有価証券評価差額金	2,257,277
		純資産合計	10,957,493
		負債純資産合計	27,497,937

〔注〕記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

事業報告

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

損 益 計 算 書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	15,273,384
売 上 原 価	13,092,904
売 上 総 利 益	2,180,480
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	904,993
営 業 利 益	1,275,487
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	94,904
そ の 他	31,073
125,978	
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	87,951
コ ミ ッ ト メ ン ト フ ィ ー	2,749
信 託 手 数 料	55,790
そ の 他	8,810
155,303	
経 常 利 益	1,246,162
税 引 前 当 期 純 利 益	1,246,162
法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税	195,278
法 人 税 等 調 整 額	161,396
当 期 純 利 益	889,486

〔注〕記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

令和7年5月16日

株式会社東京會館
取締役会 御中

Mooreみらい監査法人

東京都千代田区

指 定 社 員	公認会計士	鶴 田	慎之介
業務執行社員			
指 定 社 員	公認会計士	後	宏 治
業務執行社員			

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社東京會館の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第131期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第131期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当社の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を取締役会と協働して確立することを監査の基本の方針として、監査計画、職務の分担等を定め、法令順守、内部統制システムの構築・運用の状況及びリスク管理を重点監査項目に設定し、各監査役から監査の実施状況及びその結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査部門等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な営業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、取締役等及びMooreみらい監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制も含め、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人 Mooreみらい監査法人 の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和7年5月21日

株式会社 東京會館 監査役会

常勤監査役 宮 幸 男 ㊞

監 査 役 (社外監査役) 相 場 康 則 ㊞

監 査 役 (社外監査役) 三 毛 兼 承 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第 1 号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、安定的な利益還元に努める基本方針および当期の業績や内部留保を総合的に勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式 1 株につき 金30円00銭
総額100,187,850円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
令和 7 年 6 月 23 日

第2号議案 取締役2名選任の件

取締役 吉田 寛、島谷能成の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式の数
1	再任 よし だ ゆたか 吉 田 寛 (昭和35年7月21日生)	昭和59年 4 月 株式会社キャプテンクック入社 昭和61年 4 月 株式会社ビクトリアステーション・ ジャパン入社 昭和63年 7 月 当社入社 平成10年 6 月 当社軽井沢営業所支配人 平成14年11月 当社三菱クラブ支配人 平成19年 3 月 当社本館ロビー支配人兼食堂コーデ ィネーター 平成20年 4 月 当社本館食堂支配人兼ロビー支配人 平成21年 4 月 当社如水会館支配人 平成23年10月 当社浜松町東京會舘支配人 平成25年 4 月 トーカイシティサービス株式会社出 向 平成29年 4 月 当社本館開設準備室長 平成30年10月 当社本館総支配人兼本館開設準備室 長 平成31年 1 月 当社本館総支配人 令和 元 年 6 月 当社取締役本館総支配人 令和 2 年 4 月 当社取締役本館営業部副部長兼本館 総支配人（現任）	1,200株
[取締役候補者とした理由] 吉田寛氏は、営業所支配人、本館開設準備室長、本館総支配人を務めるなど営業戦略・運営業務に関する経験・実績・見解を有しており、当社の取締役に相応しい人材と判断したため、引き続き取締役候補者としております。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式の数
2	再任 社外 独立 しま たに よし しげ 島 谷 能 成 (昭和27年3月5日生)	昭和50年 4 月 東宝株式会社入社 平成13年 5 月 同社取締役 平成17年 5 月 同社常務取締役 平成19年 5 月 同社専務取締役 平成23年 5 月 同社代表取締役社長 平成24年 4 月 株式会社東京楽天地社外取締役 平成27年 6 月 阪急阪神ホールディングス株式会社 取締役 (現任) 平成29年 6 月 株式会社フジ・メディア・ホールデ ィングス社外取締役 (現任) 令和 元 年 6 月 当社取締役 (現任) 令和 2 年 4 月 株式会社東京楽天地取締役 令和 4 年 5 月 東宝株式会社代表取締役会長 (現任) (重要な兼職の状況) 東宝株式会社代表取締役会長 阪急阪神ホールディングス株式会社取締役 株式会社フジ・メディア・ホールディングス社外取締役	0株
[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割] 島谷能成氏は、東宝株式会社代表取締役会長の職にあり、企業経営および企業の社外役員の経歴を通じて培った豊富な経験、実績、幅広い見識を有しております。当社はその経験・能力を高く評価しており、同氏が社外取締役に再任された場合の役割として、独立した立場からその知見を活かした監督と助言を行っていただくことが期待されるため、引き続き社外取締役候補者としております。			

- [注] 1. 各候補者と当社との間における特別の利害関係はありません。
2. 島谷能成氏は、社外取締役候補者であります。
3. 島谷能成氏の社外取締役としての在任年数は、本総会終結の時をもちまして6年となります。
4. 島谷能成氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定です。
5. 当社と島谷能成氏との間では、会社法第427条第1項および当社定款第26条の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める最低限度額としております。同氏が原案どおり選任された場合、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が原案どおり選任された場合、当該保険契約の被保険者に含められることとなり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。
7. 島谷能成氏が社外取締役として在任している株式会社フジ・メディア・ホールディングスは、同社及び同社グループ会社が設置した第三者委員会による令和7年3月31日付「調査報告書」の内容に基づき、総務省により放送法の目的に照らし極めて遺憾な点があったと認められたため、令和7年4月3日

に厳重注意（行政指導）を受け、人権尊重、コンプライアンスやガバナンスに関する施策の実効性確保を要請されました。同氏は、事前にはこれらの事実を認識しておりませんでした。日頃から法令遵守の視点に立った提言を行っておりました。当該事実の判明後は、法令遵守の徹底及び再発防止に向けた適切な措置を講ずることを求めるなど、同社の社外取締役としての職責を果たしております。

(ご参考) スキルマトリックス

【当社が取締役会で保有すべきと考えるスキル】

当社取締役会は、社内より当社の業務に精通した営業、管理、調理の各部門の責任者の中から経営上必要なマネジメントスキルを保有している者、また社外より企業経営を通じて培った豊富な経験・実績・幅広い見識を有し、その知見を活かした助言を行える者を選任することとしております。

【当社の取締役および監査役のスキルマトリックス】

第2号議案が原案どおり承認可決された場合は、各取締役および各監査役のスキルは以下のとおりとなる予定です。

	氏 名	役 職	当社が特に期待する知見・経験						
			企業経営	財務会計 経営管理	危機管理	業界知見 異 文 化	営 業 マーケティング	宴 会 レストラン	E S G サステナビリティ
取締役	渡 辺 訓 章	代表取締役社長	●		●		●		
	鈴 木 輝 伯	代表取締役専務	●	●	●				
	星 野 昌 宏	常 務 取 締 役	●				●	●	
	山 口 健太郎	取 締 役				●	●	●	
	吉 田 寛	取 締 役				●		●	●
	斉 藤 哲 二	取 締 役			●			●	●
	蛭 原 望	取 締 役		●	●				●
	島 谷 能 成	社外取締役	●			●	●		
	合 場 直 人	社外取締役	●		●	●			
	福 本 ともみ	社外取締役				●	●		●

監査役	宮 幸 男	常勤監査役		●	●				●
	相 場 康 則	社外監査役	●		●	●			
	三 毛 兼 承	社外監査役	●	●		●			

※ 上記一覧表は、各人に対して当社が特に期待する知見・経験から最大3つまで記載しております。

※ 各人の有する知見や経験の全てを表すものではありません。

第3号議案 補欠監査役2名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

補欠監査役の候補者は次のとおりであり、田中寿雄氏は、常勤監査役 宮 幸男氏の補欠としての監査役候補者、また、谷口明史氏は、社外監査役 相場康則、社外監査役 三毛兼承の両氏の補欠としての社外監査役候補者であります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式の数
1	たなかとしお 田中寿雄 (昭和42年2月19日生)	平成2年3月 当社入社 平成26年6月 当社経営企画室次長 平成28年4月 当社経営企画室次長兼人事部次長 平成29年1月 当社人事部長（現任）	100株
	[補欠監査役候補者とした理由] 田中寿雄氏は、管理部門で豊富な経験を有し、経営企画室次長、人事部長を務めるなど、管理業務全般に関する経験・実績・見識を有しており、当社の監査体制の強化ならびに監査機能の充実を図ることに適切な人材と判断したため、引き続き補欠監査役候補者としております。		
2	社外 独立 たにぐちあきひと 谷口明史 (昭和51年10月28日生)	平成16年10月 弁護士登録（大阪弁護士会登録） 北浜法律事務所（現：北浜法律事務所・外国法共同事業）入所 平成19年1月 弁護士法人北浜法律事務所東京事務所移籍 平成24年1月 同事務所パートナー（現任） 平成29年12月 株式会社アーバンビジョン（現：株式会社Livenup Group） 社外監査役（現任） 令和3年6月 Delta-Fly Pharma株式会社社外取締役（現任）	0株
	[補欠社外監査役候補者とした理由] 谷口明史氏は、弁護士としての豊富な経験や実績、幅広い知識・見識を有しており、当社の監査体制の強化ならびに監査機能の充実を図ることに適切な人材と判断したため、引き続き補欠社外監査役候補者としております。なお、同氏は社外役員となる以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。		

- 〔注〕
1. 各補欠候補者と当社との間における特別の利害関係はありません。
 2. 谷口明史氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が社外監査役に就任した場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
 3. 谷口明史氏が社外監査役に就任した場合、会社法第427条第1項および当社定款第35条の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める最低限度額といたします。
 4. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約の被保険者は取締役および監査役であり、田中寿雄氏が監査役に就任ならびに谷口明史氏が社外監査役に就任した場合には、両氏も当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以 上

会場案内図

■会場 東京都千代田区丸の内三丁目2番1号
東京會館本館7階「Sakura」
電話 (03) 3215-2111 (代表)

※会場は前年と同じです。



■交通のご案内

○JR

京葉線「東京駅」6番出口より徒歩3分
「有楽町駅」国際フォーラム口より徒歩5分
「東京駅」丸の内南口より徒歩10分

○地下鉄

東京メトロ千代田線「二重橋前駅」
東京メトロ有楽町線「有楽町駅」
東京メトロ日比谷線「日比谷駅」
都営三田線「日比谷駅」

B5出口直結

ご来場の際は、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

